

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

取締役から監査役になった役員への退職金

Q: 株主総会の決議により、取締役を退任し監査役になった役員に対し、退職金を支払おうと思いますが、この退職金は税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

A: 一定の要件を満たしている場合には、損金経理をすれば、不相当に高額な部分を除き、退職給与として損金の額に算入されます。

【解説】

分掌変更又は改選による再任等現実に退職しない場合であっても、例えば、次に掲げるような事実があったことなど、その役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合に支給される退職給与については、役員退職給与として取り扱うこととされています。

(1)常勤役員が非常勤役員になったこと

ただし、非常勤役員でも、代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者になった場合を除きます。

(2)取締役が監査役になったこと

ただし、監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者並びにその者及びその者の属する株主グループの持株割合からみて使用人兼務役員とされない株主に該当する者を除きます。

(3)分掌変更等の後の報酬が激減（おおむね50%以上の減少）したこと

